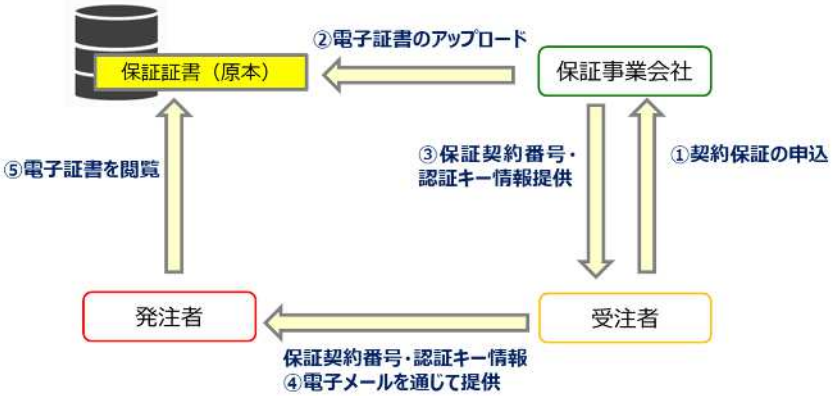
契約保証制度の変更について（令和８年１１月１日適用）

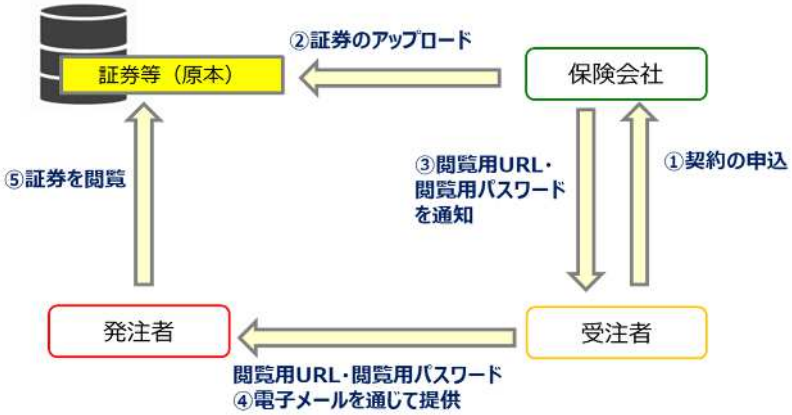
１　電磁的記録により発行された保証証書及び証券の提出

保証事業会社の契約保証及び前払金保証の保証証書については、令和５年１月１日以降に入札公告等を行った案件から、電磁的方法による保証証書の提出を可能としていましたが、保険会社の公共工事履行保証証券及び履行保証保険契約に係る証券についても、令和８年１１月１日以降に入札公告等を行う案件から電磁的方法による証券の提出を可能としましたので、お知らせします。

（１）　電磁的記録により発行された保証証書の提出イメージ（概要）




（２）電磁的記録により発行された証券等の提出イメージ（概要）




（３）その他

引き続き、紙媒体での保証証書又は証券による提出も可能です。

２　適用開始日について

令和８年１１月１日以降に入札公告等を行う案件から適用します。